

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム 検索



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

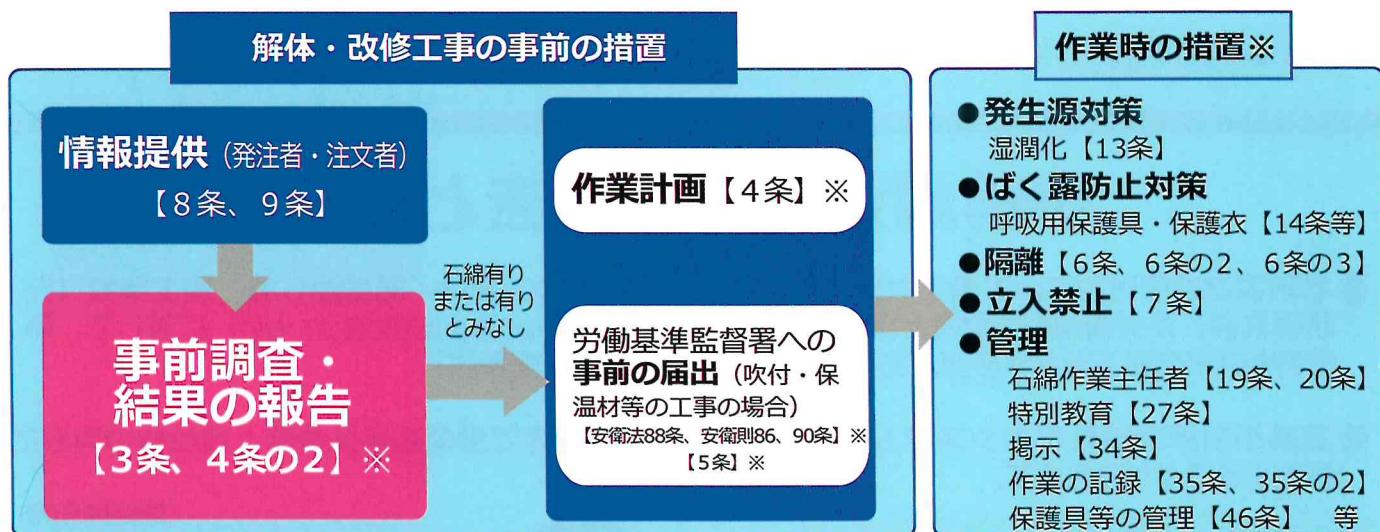
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上部、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



建築物等の解体・リフォーム時には アスベスト含有建材の事前調査 及び調査結果の報告が必要です！

事前調査の対象

- 建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物・工作物の解体・リフォーム（改造・補修）工事を行う際は、アスベスト含有建材の有無を調査（事前調査）する必要があります。
※建築物等の解体等工事を業者等に依頼しないで、自ら施工する場合も含みます。
- 事前調査では、アスベスト含有建材（特定建築材料）の吹付け石綿（レベル1）、断熱材等（レベル2）、成形板等（レベル3）の有無を確認します。



事前調査の方法

事前調査の流れ

設計図書等による書面調査

→ 使用されている建材の種類や製造年等を確認

アスベスト含有建材データベース
<https://www.asbestos-database.jp/>



現地における目視調査

→ 必ず現地で設計図書等と異なる点や他に疑わしい建材がないかなどを確認

書面調査及び目視調査ではアスベストを含有していないと断定できない場合

※吹付けや断熱材等は目視でアスベスト含有の有無を判断できない。



建材の分析による調査（分析調査）

→ アスベスト含有の有無を判定する最も確実な方法

※分析をせずに「アスベスト有」とみなして工事計画する方法もあります。



事前調査を行う者

事前調査は元請業者または自主施工者が行います。

令和5年10月から以下に該当する者による事前調査が義務化されます！

①建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者

（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。）

②一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

（令和5年9月までに登録された者）

事前調査の後は

アスベスト含有建材使用の有無にかかわらず、次の4点を行わなければなりません。

- ① 調査結果の発注者への説明（書面を交付）
- ② 調査記録の作成・保存（工事終了後3年間）
- ③ 調査結果の現場備え置き
- ④ 調査結果の現場掲示（公衆の見やすい場所に掲示すること。）



事前調査結果の行政への報告

令和4年4月から、次のいずれかに該当する場合は、

アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の都道府県等への報告が必須です！

- 建築物の解体……作業対象となる床面積の合計が 80 m²以上
- 建築物のリフォーム……請負代金の合計が 100 万円以上
- 工作物の解体・リフォーム……請負代金の合計が 100 万円以上

報告方法と報告先（問合せ先）

事前調査結果の報告は原則として、**石綿事前調査結果報告システム**で行います。

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



事前調査結果の報告先自治体は、作業を行う場所（工事現場）の住所によって異なりますので、システムで報告先を選択する際はご注意ください。

作業を行う場所（工事現場）

23 区

八王子市

市（八王子市を除く。）

多摩地域の町村

島しょ地域の町村

報告先自治体（問合せ先）

各区役所

八王子市環境部環境保全課

【延べ面積 2000 m²未満の建築物】各市役所

【延べ面積 2000 m²以上の建築物及び全ての工作物】

東京都多摩環境事務所環境改善課

東京都多摩環境事務所環境改善課

東京都環境局環境改善部大気保全課

作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから
動画をチェック !!

東京都 アスベスト 検索



東京都アスベスト情報サイト https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

リーフレットの作成

■ 東京都環境局環境改善部 大気保全課

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1

都庁第二本庁舎20階

TEL 03-5388-3493(直通)

■ 東京都多摩環境事務所 環境改善課

〒190-0022

立川市錦町4-6-3

東京都立川合同庁舎3階

TEL 042-523-0238(直通)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和3年度
登録番号第70号



東京都環境局
Bureau of Environment

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さんへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマートphoneから
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」 が行う必要があります！

令和5年10月1日
着工の工事から!!

※

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼工事の対象	▼工事の種類	▼報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
特定の工作物(※3)	改修(※1) 解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上 請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

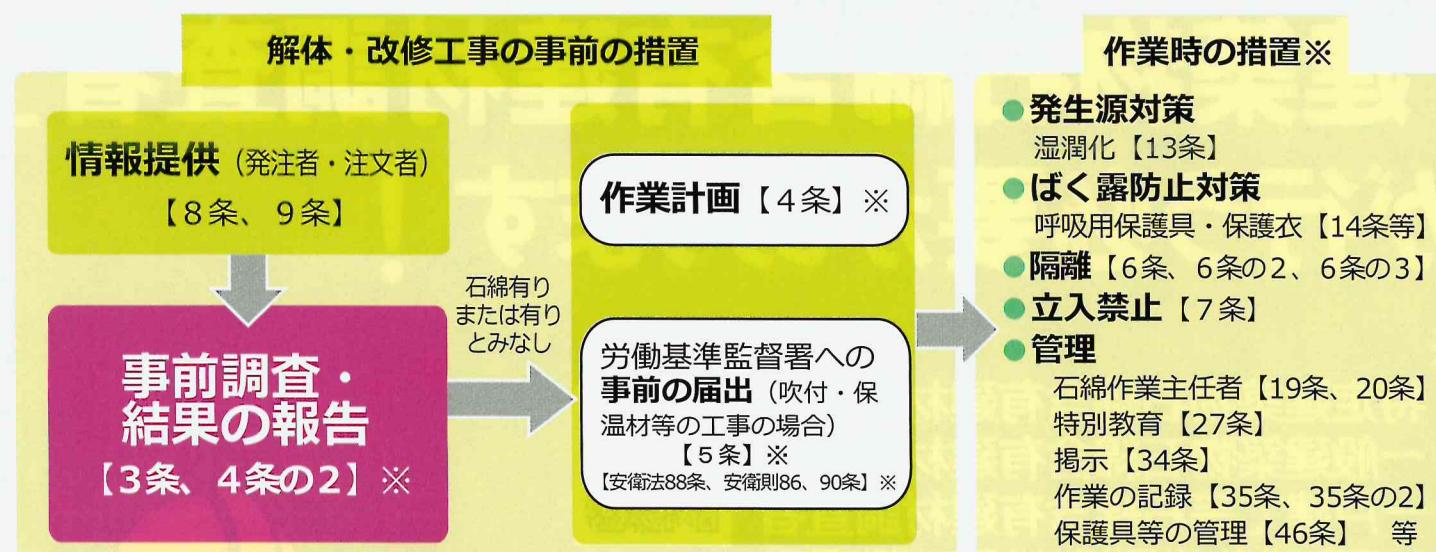
※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。

- 反応槽、加熱炉、ボイラ、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。※は罰則規定のあるもの。

建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業者・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種お手続きについて

事前調査結果報告システム
の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

GビズIDについて



GビズIDトップ画面
「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。



アスベスト含有成形板等は法規制対象です

大気汚染防止法の改正で、アスベスト飛散防止対策が強化されました。アスベスト含有成形板等（レベル3）も法規制対象です。

法規制対象のアスベスト含有建材（特定建築材料）

法改正前

- 吹付けアスベスト（レベル1）
- アスベスト含有断熱材等（レベル2）

法改正後

- 吹付けアスベスト（レベル1）
- アスベスト含有断熱材等（レベル2）
- **アスベスト含有成形板等（レベル3）**
- **アスベスト含有仕上塗材（レベル3）***

レベル3建材の例



アスベスト含有スレート（波板）



アスベスト含有化粧ボード（天井）



アスベスト含有仕上塗材（外壁の例）

*アスベスト含有仕上塗材は法改正前、施工方法などによりレベル1でしたが、改正後は、施工方法などを問わず全てレベル3相当です。

アスベスト含有成形板等も事前調査の対象です

■ 建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物・工作物の解体・リフォーム（改造・補修）工事を行う際、アスベスト含有建材の有無を調査（事前調査）する必要があります。
アスベスト含有成形板等も、事前調査対象です。ご注意ください！

■ 事前調査結果後は、アスベスト含有建材使用の有無にかかわらず

次の4点を行ってください。

- ① 発注者へ説明（書面を交付）
- ② 記録の作成・保存（工事終了後3年間）
- ③ 結果の現場備え付け
- ④ 結果の現場掲示（公衆の見やすい場所に掲示すること）



■ 令和4年4月より、一定規模以上の工事は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の都道府県等への報告が必須です。

アスベスト含有成形板等の工事も作業計画の作成が必要です

アスベスト含有建材を使用した建築物等の解体・リフォーム工事前に、作業計画を作成します。

計画の内容

- 発注者、住所、法人の場合は代表者氏名 ● 特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う工事）の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、作業方法、作業工程概要
- 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ● 対象建築物等の概要、配置図、付近の状況
- 元請業者等と作業を行う下請負人の現場責任者氏名、連絡場所

解体・リフォーム工事を行う際のアスベスト含有成形板等の作業基準が策定されました

アスベストの使用が確認された建築物等の解体・リフォーム工事を行う際は、元請業者、下請負人、自主施工者は**作業基準を遵守**してください。

また、元請業者は、下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、指導に努めてください。

アスベスト含有成形板等の作業基準

アスベスト含有成形板等	アスベスト含有仕上塗材
<ul style="list-style-type: none">① 切断、破碎等をせず、そのまま取り外す。② ①が困難な場合、除去する建材を薬液等により湿潤化^{*1}③ 除去後、作業場内の清掃^{*3}	<ul style="list-style-type: none">① 薬液等により湿潤化② 電動工具で除去するときは、隔離養生し^{*2}、除去する建材を薬液等により湿潤化③ 除去後、作業場内の清掃^{*3}

* 1 けい酸カルシウム板第1種の場合は、隔離養生の上、除去部分を薬液等により湿潤化

* 2 負圧は要さない。

* 3 隔離養生を行っている場合は、養生を解く前に実施

工事の完了後は、アスベスト含有建材が適正に除去されたか確認する必要があります

■必要な知識を有する者による確認

- 事前調査を行う者
- 石綿作業主任者（当該工事現場に配置された者に限る。）

■作業結果の報告、記録の作成・保存等

- 作業結果の発注者への説明（書面を交付）
- 作業記録の作成・保存（工事終了後3年間）

作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから
動画をチェック !!

東京都 アスベスト 検索



東京都アスベスト情報サイト https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

問合せ先

■ 東京都環境局環境改善部 大気保全課
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎20階
TEL 03-5388-3493(直通)

■ 東京都多摩環境事務所 環境改善課
〒190-0022
立川市錦町4-6-3
東京都立川合同庁舎3階
TEL 042-523-0238(直通)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年度
登録番号第70号



東京都環境局
Bureau of Environment